

## デイサービス えがお

## 通所介護・介護予防通所介護（認知症対応型）

## 重要事項説明書

## 1. 施設の概要

## (1) 施設の名称等

- ・法人名 医療法人社団 金森会
- ・施設名 認知症対応型通所介護・介護予防認知症対応型通所介護事業所  
デイサービス えがお
- ・所在地 〒869-0453 熊本県宇土市栄町 26-3
- ・電話番号 (0964)26-1820 FAX (0964)26-1822
- ・管理者名 赤星紗代子
- ・介護保険指定番号 第 4371100605 号
- ・開設年月日 平成 18 年 3 月 22 日

## (2) 通所介護・介護予防通所介護（認知症対応型）事業所の目的及び運営方針

デイサービスえがおでは、要介護、要支援状態となった場合でも、可能な限りその居宅において、その能力に応じて自立した日常生活を営むことができるよう、日常生活上の世話及び機能訓練等を行うことにより、心身機能の維持回復と介護負担の軽減を図り、在宅生活の継続に向けて援助いたします。

## (3) 施設の法令の定める施設の職員体制

	人員	業務内容
管 理 者	1 名（兼務）	従業者の管理、業務の実施状況の把握等
生活相談員	2 名（兼務）	相談援助、連絡調整、苦情受付など
看護職員	1 名（兼務）	看護介護業務
介護職員	2 名（兼務）	介護業務
機能訓練指導員	1 名（兼務）	機能訓練に関する企画・指導
事務員等	1 名	事務業務

## (4) 営業日及び営業時間

営業日： 月曜～土曜日（お盆、正月休みあり）

営業時間： 午前 8 時 30 分から午後 5 時 30 分まで（時間外延長あり）

## (5) 定員 12 名

## (6) 概要

通所介護・介護予防通所介護（認知症対応型）は、要介護者及び要支援者の家庭等での生活を継続させるために立案された居宅介護サービス・介護予防サービス計画に基づき、当施設を一定期間ご利用いただき、必要な日常生活の世話や機能訓練等を行い、利用者の心身機能の維持回復を図るため提供されます。このサービスを提供するにあたっては、利用者に関わる通所介護・介護予防通所介護（認知症対応型）の提供にあたる従業者の協議によって、通所介護・介護予防通所介護（認知症対応型）計画が作成されますが、その際、利用者・扶養者（ご家族）のご希望を十分に取り入れ、また計画の内容については同意を頂くようになります。

(7) サービスの内容

- ① 生活指導（相談援助など）
- ② 機能訓練（日常動作訓練）
- ③ 介護サービス
- ④ 介護方法の指導
- ⑤ 健康状態の確認（看護）
- ⑥ 送迎
- ⑦ 給食サービス
- ⑧ 入浴サービス
- ⑨ 時間延長サービス
- ⑩ その他利用者に対する便宜の提供
- ⑪ 通所介護・介護予防通所介護（認知症対応型）計画の立案

(8) 通常の事業の実施地域

原則として宇土市

(9) サービス利用にあたっての留意事項

1. 利用日に持ってきていただくもの

- ① 介護保険被保険者証、老人医療受給者証
- ② 連絡帳（初回利用日にご本人へお渡し致します。連絡等にご利用下さい）

2. 休まれる場合の連絡について

- ・ 都合が悪くなって休まれる場合にはできるだけ早めにご連絡下さい
- ・ 連絡される際は地区、氏名、休まれる理由等を添えてお伝え下さい

3. その他の留意事項

当施設では、利用者の自立支援のため、できる限り離床して、身体能力を最大限活用した援助を行います。また、原則として利用者に対する身体拘束その他行動を制限する行為を行いません。十分注意致しますが、自ら転倒した場合等の怪我にはご理解下さい。

(10) 協力医療機関等

当施設では、下記の医療機関に協力いただき、利用者の状態が急変した場合には、速やかに対応をお願いするようにしています。

- ・ 協力医療機関 かなもり地域ケアクリニック 熊本県宇土市築籠町 139 番地 4 号

◇緊急時の連絡先

なお、緊急の場合には、「同意書」にご記入いただいた連絡先に連絡します。

(11) 非常災害対策

非常災害に備えて消防計画及び風水害、地震等の火災に対処する計画を策定し、定期的に防火及び消防設備の保守点検及び避難、救出、消火通報訓練を行っております。

- ・ 防災訓練 年 1 回

(12) 禁止事項

- ・ 利用者間での「営利行為、宗教の勧誘、特定の政治活動」
- ・ 喧嘩、口論、その他他人の迷惑となる行為
- ・ 飲酒、指定以外の場所での喫煙

- ・無断外出

(13) 要望及び苦情等の相談

相談・苦情に関する常設窓口として相談担当者を配置しています。

来設時や電話などお気軽にご相談、お申し出下さい。又、ホームページやご意見箱も設置しておりますのでご利用ください。

デイサービスえがお 相談担当者 [管理者] 赤星紗代子

[生活相談員] 上村瑞穂・豊田和代

ホームページアドレス <http://www.kanamori.or.jp>

電話番号：0964-26-1820

市町村 宇土市役所高齢者支援課 0964-22-1111

(14) 要望及び苦情の処理方法について

- ・利用者及び家族などからの苦情をお受けした時は、まず担当者が苦情の内容をお聞きし、事情（事実）を確認します。
- ・当事業所の管理者は、苦情内容に応じて必要により検討会議を開催し、改善すべき事項の処理策を作成し、苦情を申し立てた方に説明し同意を得ます。
- ・当事業所の管理者は、利用者等からあった苦情事項について、その後のサービス提供の中で真に改善されていないと判断される場合は、利用者等の意向に沿ったサービスの提供がなされるように十分な配慮を行います。
- ・苦情内容及び処理経過については記録保存し、又苦情を申し立てた方の同意がある場合には掲示を行い、再発防止及びその後のサービス提供に役立てるようにします。
- ・苦情処理については、他の業務に優先して行うものとします。
- ・当事業所が行うサービスの提供により、利用者に賠償すべき事項が発生したときは、速やかに賠償します。
- ・当事業所が行う地域密着型通所介護事業・第一号通所介護事業に対する苦情については、当事業所で責任を持って対応しますが、利用者及びその家族の方は、他の機関(市町村、国民健康保険団体連合会)への申立てもできますので、希望されるなら必要な協力を行います。
- ・当事業所に対する利用者等からの苦情について、市町村又は国民健康保険団体連合会が行う調査に協力し、改善等の指示を受けた場合は速やかに改善します。

【宇土市役所高齢者支援課】

T E L 0964-22-1111 月～金 8：30～17：15

【国民健康保険団体連合会介護苦情相談窓口】

T E L 096-214-1101 月～金 9：00～17：00

(15) 支払い方法

原則として金融機関口座からの自動引き落としでお願いいたします。

- ・振替日 毎月26日
- ・金融機関 銀行、信用金庫、農協、郵便局、労金等
- ・口座名義 本人、または家族
- ・手数料 無料（当方負担）
- ・手続等 金融機関届出印が必要です。振替依頼書は準備してあります

認知症対応型通所介護・介護予防認知症対応型通所介護の利用料金について

## 1. 保険給付の自己負担

### (1) 認知症対応型通所介護の基本料金(保険給付の自己負担額)

※記載されている料金は、1割の自己負担額の方の場合を表記。一定以上の所得がある方については、介護保険利用者負担の割合が2割・3割負担となります。(負担割合については、介護保険負担割合証をご確認ください。)

#### ①基本料金

##### [3時間以上 4時間未満]

・要介護 1	543 円
・要介護 2	597 円
・要介護 3	653 円
・要介護 4	708 円
・要介護 5	762 円

##### [6時間以上 7時間未満]

・要介護 1	880 円
・要介護 2	974 円
・要介護 3	1,066 円
・要介護 4	1,161 円
・要介護 5	1,256 円

##### [4時間以上 5時間未満]

・要介護 1	569 円
・要介護 2	626 円
・要介護 3	684 円
・要介護 4	741 円
・要介護 5	799 円

##### [7時間以上 8時間未満]

・要介護 1	994 円
・要介護 2	1,102 円
・要介護 3	1,210 円
・要介護 4	1,319 円
・要介護 5	1,427 円

##### [5時間以上 6時間未満]

・要介護 1	858 円
・要介護 2	950 円
・要介護 3	1,040 円
・要介護 4	1,132 円
・要介護 5	1,225 円

##### [8時間以上 9時間未満]

・要介護 1	1,026 円
・要介護 2	1,137 円
・要介護 3	1,248 円
・要介護 4	1,362 円
・要介護 5	1,472 円

#### ②サービス提供体制強化加算

厚生労働大臣が定める基準に基づき、適合するいずれかひとつを算定

サービス提供体制強化加算 (Ⅰ) 22 円/回

以下のいずれかに該当すること

- ・介護職員のうち介護福祉士が 70%以上
- ・勤続 10 年以上介護福祉士 25%以上

サービス提供体制強化加算 (Ⅱ) 18 円/回

- ・介護職員のうち介護福祉士が 50%以上

サービス提供体制強化加算 (Ⅲ) 6 円/回

以下のいずれかに該当すること

- ・介護福祉士 40%以上
- ・勤続 7 年以上が 30%以上

③入浴介助加算

入浴介助加算（Ⅰ） 40円/日

- ・入浴介助を適切に行うことが出来る人員及び設備を有して、入浴介助を行う。

入浴介助加算（Ⅱ） 55円/日

- ・上記の要件に加えて、医師等が利用者の居宅を訪問し、浴室における利用者の動作及び浴室の環境を評価している事。また、居宅を訪問した医師等と連携の下で利用者の身体の状態や居宅の浴室の環境等を踏まえた個別の入浴計画を作成する事。（利用時間帯によっては、入浴サービスを提供できないことがあります）

④口腔・栄養スクリーニング加算（Ⅰ） 20円/6ヶ月に1回を限度

（利用開始時及び利用中6ヶ月ごとに利用者の口腔の健康状態と栄養状態のいずれかの確認を行い、当該情報を利用者担当の介護支援専門員に提供していること）

口腔・栄養スクリーニング加算（Ⅱ） 5円/6ヶ月に1回を限度

（利用者が栄養アセスメント加算、栄養改善加算または口腔機能向上加算を算定しており加算（Ⅰ）を算定できない場合にのみ算定可能）

⑤科学的介護推進体制加算 40円/月

利用者ごとのADL値、栄養状態、口腔機能、認知症などの状況を厚生労働省へ提出し、必要に応じて厚生労働省から検証結果に基づき支援計画の内容を見直す

⑥若年性認知症利用者加算 60円/日

（若年性認知症と診断された利用者に個別に担当者を定め個別対応を行った場合）

⑦介護職員等ベースアップ等支援加算（令和6年4月及び5月）

基本サービス費に入浴、サービス提供強化加算などを加えた総単位数に1カ月2.3%が加算されます

⑧介護職員処遇改善加算（Ⅰ）（令和6年4月及び5月）

基本サービス費に入浴、サービス提供強化加算などを加えた総単位数に1カ月10.4%が加算されます

⑨介護職員特定処遇改善加算（令和6年4月及び5月）

厚生労働大臣の定める基準に基づき、適合するいずれかひとつを算定

介護職員特定処遇改善加算（Ⅰ）事業所の介護報酬3.1%

介護職員特定処遇改善加算（Ⅱ）事業所の介護報酬2.4%

⑩介護職員等処遇改善加算（令和6年6月から）

基本サービス費に各種加算減算を加えた1月当たりの総利用額に、対象となる加算率を乗じた利用額とする。

厚生労働大臣の定める基準に基づき、適合するいずれかひとつを算定

（Ⅰ）18.1%（Ⅱ）17.4%（Ⅲ）15.0%（Ⅳ）12.2%（Ⅴ（1）～（14））15.8%～6.5%

⑪送迎に関する減算について -47円 片道

（利用者が自ら通う、家族送迎など事業所は送迎を実施しない場合）

⑫サービス延長加算

9時間以上10時間未満 50円/日

10時間以上11時間未満 100円/日 11時間以上12時間未満 150円/日

⑬ADL 維持等加算

厚生労働大臣の定める基準に基づき、適合するいずれかひとつを算定

( I ) 30 円/日 ( II ) 60 円 ( 日 )

⑭個別機能訓練加算

( I ) 27 円/日 ( II ) 20 円/日

⑮口腔機能向上加算

( I ) 150 円/月 2 回限度 ( II ) 160 円/月 2 回限度

⑯感染症又は災害の発生を理由とする利用者数減少が一定以上生じている場合  
所定単位数の 3%

⑰虐待防止の推進

虐待防止措置を行っていない場合、所定単位数の 1%

⑱業務継続計画未策定事業所

感染症や災害が発生した場合でも必要な介護サービスを継続的にに向けた計画の策定や訓練、研修の実施を行わなかった場合、所定単位数から 3%に相当する単位数を減算

※②～⑱の加算につきましては、事業所の体制状況により、算定有無、内容が変更します。

## ( 2 ) 介護予防認知症対応型通所介護の利用料

※記載されている料金は、1 割の自己負担額の方の場合を表記。一定以上の所得がある方については、介護保険利用者負担の割合が 2 割・3 割負担となります。  
(負担割合については、介護保険負担割合証をご確認ください。)

### ①基本料金

[ 3 時間以上 4 時間未満 ]	[ 6 時間以上 7 時間未満 ]
・ 要支援 1 475 円	・ 要支援 1 760 円
・ 要支援 2 526 円	・ 要支援 2 851 円
[ 4 時間以上 5 時間未満 ]	[ 7 時間以上 8 時間未満 ]
・ 要支援 1 497 円	・ 要支援 1 861 円
・ 要支援 2 551 円	・ 要支援 2 961 円
[ 5 時間以上 6 時間未満 ]	[ 8 時間以上 9 時間未満 ]
・ 要支援 1 741 円	・ 要支援 1 888 円
・ 要支援 2 828 円	・ 要支援 2 991 円

### ②サービス提供体制強化加算

厚生労働大臣が定める基準に基づき、適合するいずれかひとつを算定

サービス提供体制強化加算 ( I ) 22 円/回

以下のいずれかに該当すること

- ・ 介護職員のうち介護福祉士が 70%以上
- ・ 勤続 10 年以上介護福祉士 25%以上

サービス提供体制強化加算 ( II ) 18 円/回

- ・ 介護職員のうち介護福祉士が 50%以上

サービス提供体制強化加算 ( III ) 6 円/回

以下のいずれかに該当すること

- ・介護福祉士 40%以上
- ・勤続 7 年以上が 30%以上

③入浴介助加算

入浴介助加算（Ⅰ） 40 円/日

- ・入浴介助を適切に行うことが出来る人員及び設備を有して、入浴介助を行う。

入浴介助加算（Ⅱ） 55 円/日

- ・上記の要件に加えて、医師等が利用者の居宅を訪問し、浴室における利用者の動作及び浴室の環境を評価している事。また、居宅を訪問した医師等と連携の下で利用者の身体の状況や居宅の浴室の環境等を踏まえた個別の入浴計画を作成する事。  
(利用時間帯によっては、入浴サービスを提供出来ない事があります)

④口腔・栄養スクリーニング加算（Ⅰ）

20 円/6 ヶ月に 1 回を限度

(利用開始時及び利用中 6 ヶ月ごとに利用者の口腔の健康状態と栄養状態のいずれかの確認を行い、当該情報を利用者担当の介護支援専門員に提供していること)

口腔・栄養スクリーニング加算（Ⅱ）

5 円/6 ヶ月に 1 回を限度

(利用者が栄養アセスメント加算、栄養改善加算または口腔機能向上加算を算定しており加算（Ⅰ）を算定できない場合にのみ算定可能)

⑤若年性認知症利用者加算

60 円/日

(若年性認知症と診断された利用者個別に担当者を定め個別対応を行った場合)

⑥介護職員等ベースアップ等支援加算（令和 6 年 4 月及び 5 月）

基本サービス費に入浴、サービス提供加算などを加えた総単位数に  
1 カ月 2.3%が加算されます。

⑦介護職員処遇改善加算（令和 6 年 4 月及び 5 月）

基本サービス費に入浴、サービス提供加算などを加えた総単位数に  
1 カ月 10.4%が加算されます。

⑧介護職員特定処遇改善加算（令和 6 年 4 月及び 5 月）

厚生労働大臣が定める基準に基づき、適合するいずれかひとつを算定

介護職員特定処遇改善加算（Ⅰ）事業所の介護報酬 3.1%

介護職員特定処遇改善加算（Ⅱ）事業所の介護報酬 2.4%

⑨介護職員等処遇改善加算（令和 6 年 6 月から）

基本サービス費に各種加算減算を加えた 1 月当たりの総利用額に、対象となる加算率を乗じた利用額とする。

厚生労働大臣の定める基準に基づき、適合するいずれかひとつを算定

(Ⅰ) 18.1% (Ⅱ) 17.4% (Ⅲ) 15.0% (Ⅳ) 12.2% (Ⅴ (1) ~ (14)) 15.8%~6.5%

⑩送迎に関する減算について

-47 円/片道

(利用者が自ら通う、家族送迎など事業所は送迎を実施しない場合)

⑪口腔機能向上加算（Ⅰ）

150 円（月 2 回まで）

(口腔清掃の指導若しくは実施又は摂食・嚥下機能に関する訓練の指導若しくは実施)

口腔機能向上加算（Ⅱ）

160 円（月 2 回まで）

(Ⅰの実施と厚生労働省へ情報提供)

※ⅠとⅡを算定する場合は同時に算定しない

⑫ サービス延長加算

9 時間以上 10 時間未満	50 円/日		
10 時間以上 11 時間未満	100 円/日	11 時間以上 12 時間未満	150 円/日

⑬ 科学的介護推進体制加算 40 円/月

利用者ごとの A D L 値、栄養状態、口腔機能、認知症などの状況を厚生労働省へ提出し、必要に応じて厚生労働省から検証結果に基づき支援計画の内容を見直す

⑭ 感染症又は災害の発生を理由とする利用者数減少が一定以上生じている場合  
所定単位数の 3%

⑮ 虐待防止の推進

虐待防止措置を行っていない場合、所定単位数の 1%

⑯ 業務継続計画未策定事業所

感染症や災害が発生した場合でも必要な介護サービスを継続的にに向けた計画の策定や訓練、研修の実施を行わなかった場合、所定単位数から 3%に相当する単位数を減算

※②～⑯の加算につきましては、事業所の体制状況により、算定有無、内容が変更します。

### (3) その他の料金

① 食費	640 円/日
おやつ代	60 円/日

② おむつ代 (1 枚あたりの単価)

はくパンツ (M L)	80 円	尿取りパット	30 円
(L L)	85 円	フラット	40 円
オムツ (M)	90 円		
(L)	95 円		

④ その他材料代 実費

※行事等で個人用の材料費が必要となる場合 (希望される方のみ)

<別紙2>

## 個人情報の利用目的

(令和6年6月1日現在)

デイサービスえがおでは、利用者の尊厳を守り安全に配慮する施設理念のもと、おあずかりしてる個人情報について、利用目的を以下のとおり定めます。

### 【利用者への介護サービスの提供に必要な利用目的】

[事業所内部での利用目的]

- ・当施設が利用者等に提供する介護サービス
- ・介護保険事務
- ・介護サービスの利用者に係る当施設の管理運営業務のうち
  - ー開始中止等の管理
  - ー会計・経理
  - ー事故等の報告
  - ー当該利用者の介護・医療サービスの向上

### 【他の事業者等への情報提供を伴う利用目的】

- ・当施設が利用者等に提供する介護サービスのうち
  - ー利用者に居宅サービスを提供する他の居宅サービス事業者や居宅介護支援事業所等との連携（サービス担当者会議等）、照会への回答
  - ー利用者の診療等に当たり、外部の医師等の意見・助言を求める場合
  - ー検体検査業務の委託その他の業務委託
  - ー家族等への心身の状況説明
- ・介護保険事務のうち
  - ー保険事務の委託
  - ー審査支払機関へのレセプトの提出
  - ー審査支払機関又は保険者からの照会への回答
- ・損害賠償保険などに係る保険会社等への相談又は届出等

### 【上記以外の利用目的】

[事業所の内部での利用に係る利用目的]

- ・当施設の管理運営業務のうち
  - ー医療・介護サービスや業務の維持・改善のための基礎資料
  - ー当事業所において行われる学生の実習への協力
  - ー当事業所において行われる事例研究

[他の事業者等への情報提供に係る利用目的]

- ・当事業所の管理運営業務のうち
  - ー外部監査機関への情報提供